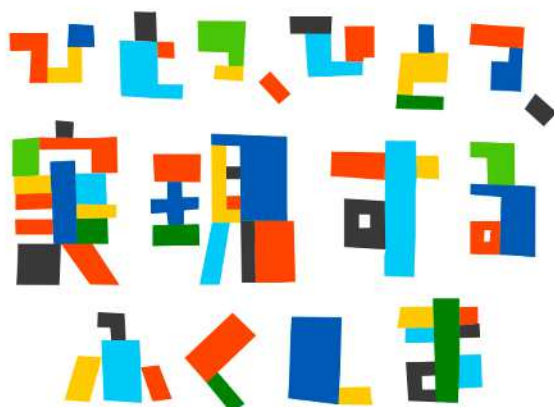


東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社代表

高 原 一 嘉 様

## ふくしまの復興・再生に向けた要求書

【令和4年10月】



福 島 県 町 村 会  
会 長 遠 藤 智

福 島 県 町 村 議 会 議 長 会  
会 長 小 椋 真



# ふくしまの復興・再生に向けた要求

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」）から11年半余が過ぎる。

本年6月には帰還困難区域内で初めて住民帰還につながる避難指示解除が葛尾村、大熊町の特定復興再生拠点区域（以下、「拠点区域」）で実施され、8月には双葉町で実施された。残る拠点区域についても来春までに解除が予定されており、不透明であった帰還困難区域の復興もようやく本格化することとなるなど、当県の復興・再生は着実に前進している。

しかしながら、当県復興の大前提であり、世界が注視する廃炉・汚染水・処理水対策は、使用済燃料や燃料デブリの取り出しといった困難な課題があるほか、処理水については、処分方法を海洋放出とする基本方針が国において決定されたが、漁業者をはじめとする多くの関係者から海洋放出への強い懸念が示されているなど、多くの課題が立ちはだかっている。

よって、東京電力は当県の置かれている厳しい現状を今一度しっかりと認識し、事故原因者の責務として、当県が真の復興・再生を果たせるよう、次の事項について強く要求する。

## 1. 福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取組みについては、安全を最優先に取り組むこと。また、福島第一原子力発電所の廃炉にあたっては、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、現場におけるリスク管理を徹底すること。
- (3) 設備の老朽化や管理に伴うトラブルが相次いで発生していることから、未然防止の観点に立って設備等の保守管理の在り方を見直すとともに、現在保管されている廃棄物について、放射性物質が飛散・流出することのないよう、管理の徹底や屋外一時保管の解消に向けた取組を計画的に進めること。
- (4) 頻発する自然災害に備えるため、地震・津波対策等の設備の信頼性向上にさらに取り組むこと。
- (5) 今後の廃炉作業を担う作業従事者や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策など、作業従事者が安定的に、安心して働くことのできる労働環境を整備すること。
- (6) 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組み、自然災害や重大トラブルが発生した場合の対応などについて、県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、当県に対する風評払拭・不安の解消に努めること。
- (6) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国とともにその処理・処分方法の具体的な検討を進め、県外において適切に処分すること。
- (7) 相次ぐ不祥事やトラブルに、地域住民の不安と不信が高まっていることから、安全・安心を基本とした姿勢を全社員に徹底させること。

## 2. ALPS処理水の取り扱いに対する責任ある対応

- (1) 処理水の取り扱いについては、新たな風評を発生させないという強い決意の下、正確な情報発信や万全な風評対策はもとより、将来に向けた実効性のある事業者支援策等に、主体的に取り組むこと。
- (2) 対策を講じてもなお、風評被害が発生する場合は、「損害があるかぎり最後まで賠償する」との基本的な考え方の下、事業者が安心して事業や生業に取り組むことができるよう、地域・業種の実情に応じた賠償基準を早期に策定すること。また、被害の実態に見合った賠償を行うとともに、次の事項について確実に対応すること。
  - ① 損害の確認方法、具体的な請求手続きなどを含め、客観的で分かりやすい賠償の方向性を事業者や関係団体に十分説明したうえで、意見を丁寧に聞き取り、理解を得ること。
  - ② 農林水産業や観光業、商工業のみならず、県内のあらゆる業種において、損害の範囲を幅広く捉えた対応を行うこと。
  - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業者自らが風評被害による損害を立証することは非常に困難な状況にあることを認識し、損害の立証については、事業者の負担とならない簡便かつ柔軟な方法により対応するよう、関係団体の意見を十分に反映したうえで、事業者が納得できる明確な基準を構築すること。
- (3) 放出計画の了解にあたり福島県原子力発電所安全確保技術検討会が示した8つの要求事項を確実に実施すること。
- (4) 処理水の元となる汚染水の発生量について、中長期ロードマップに基づく目標達成はもとより、廃炉の進捗状況を踏まえ、様々な知見や手法を活用し、さらなる抑制に向けて取り組むこと。
- (5) トリチウム分離技術の確立に向け、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取り組むこと。
- (6) 敷地内に設置されているタンクの管理にあたっては、安全対策等を徹底すること。

## 3. 被害の実態に見合った的確かつ迅速な損害賠償の実施

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応するなど、被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (2) 当県の実情や被害者の声をしっかりと把握したうえで、誠意をもって賠償を行うとともに、「第四次・総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を賠償に携わる全ての者に徹底・厳守させること。
- (3) 賠償請求手続については、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、必要な相談体制をしっかりと確保し、請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行うこと。
- (4) 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、定性的要因を積極的に採用するなど、簡易な手法で柔軟に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意をもって対応すること。また、一括賠償で年間逸失利益の2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求についても相談窓口等で丁寧に対応し、状況の変化を踏まえた的確な賠償を行うこと。

- (5) 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、表面的・形式的に判断することなく、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情もしっかりと把握したうえで、損害の範囲を幅広くとらえ、被害の実態に見合った賠償を確実に実施かつ迅速に行うこと。
- (6) 農林水産業に係る営業損害については、県産品に対して国内外を問わず風評被害が発生し続けている状況を踏まえ、十分な賠償を確実に継続すること。また農林漁業者や関係団体からの意見・要望に柔軟に対応し、被害者の負担軽減を進めながら、被害者の立場に立った賠償を行うこと。
- (7) 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについては、農林業者等への丁寧な周知・説明を行い、被害の実態に見合った賠償を確実に実施すること。
- また、風評被害はもとより、地域に特別な状況や被害者に個別具体的な事情がある場合には、被害者の立場に立って柔軟に対応すること。
- (8) 帰還困難区域はもとより、避難指示解除区域、旧緊急時避難準備区域等を含め、住民や事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、被害の実態に見合った賠償を確実に実施かつ迅速に行うこと。
- (9) 帰還や避難生活の長期化等により生じる様々な精神的苦痛、生活費の増加費用、就労不能に伴う損害、家賃等の避難費用等について、地域の実情や個別具体的な事情等に応じた適切な対応を含め、被害者の立場に立った賠償を行うこと。また、避難指示解除から相当期間経過後も賠償の対象となる「特段の事情がある場合」については、避難指示解除後の現状をしっかりと把握したうえで、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応すること。
- (10) 「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」を事故原因者としての自覚をもって積極的に受け入れ、確実に実施かつ迅速に賠償すること。
- また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求によって一律に対応すること。
- (11) 集団訴訟の最高裁判決確定を受け、同様の損害を受けている被害者に公平な賠償を確実に実施かつ迅速に行うなど、原発事故の原因者としての自覚をもって取り組むこと。
- (12) 住民の安全・安心を守るため、町村が行ってきた様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施した風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償するとともに、原発事故に対応するための職員人件費、原発事故によって生じた目的税はもとより普通税の減収分についても確実に賠償すること。また、処理水の処分に伴う風評被害を最小にとどめるために町村が実施するあらゆる風評対策に係る費用についても、確実に賠償の対象とすること。
- (13) 公共財物の賠償については、町村等の意向を十分踏まえ、迅速に賠償を行うとともに、インフラ資産等の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。

※令和4年9月1日現在の町村一般会計に係る損害賠償請求額・支払額の状況は4頁のとおり。

【令和4年9月1日現在 県市町村財政課・県町村会 調べ】

## 原子力損害賠償 請求・支払い状況（一般会計）

（単位：円、％）

町 村 名	請 求 額	支 払 額	率
桑 折 町	742,278,715	86,770,671	11.7
国 見 町	332,159,190	157,662,523	47.5
川 俣 町	2,170,665,007	789,996,661	36.4
大 玉 村	95,707,457	95,707,457	100.0
鏡 石 町	163,027,144	27,118,228	16.6
天 栄 村	235,933,938	40,724,796	17.3
下 郷 町	1,207,110	1,207,110	100.0
檜 枝 岐 村	2,903,535	2,903,535	100.0
只 見 町	2,311,600	989,787	42.8
南 会 津 町	13,190,593	13,190,593	100.0
北 塩 原 村	35,016,450	35,016,450	100.0
西 会 津 町	28,150	28,150	100.0
磐 梯 町	8,563,341	8,547,591	99.8
猪 苗 代 町	185,575,168	93,758,764	50.5
会 津 坂 下 町	6,410,445	6,410,445	100.0
湯 川 村	0	0	—
柳 津 町	480,340	57,240	11.9
三 島 町	0	0	—
金 山 町	85,063	85,063	100.0
昭 和 村	0	0	—
会 津 美 里 町	354,375	354,375	100.0
西 郷 村	464,937,217	93,660,200	20.1
泉 崎 村	8,205,289	8,205,289	100.0
中 島 村	112,765,549	10,385,828	9.2
矢 吹 町	485,860,310	37,721,202	7.8
棚 倉 町	32,151,623	32,104,483	99.9
矢 祭 町	21,727,749	21,727,749	100.0
塙 町	17,045,174	15,784,651	92.6
鮫 川 村	366,292,359	366,053,824	99.9
石 川 町	48,214,242	48,214,242	100.0
玉 川 村	2,394,090	2,394,090	100.0
平 田 村	4,735,131	4,735,131	100.0
浅 川 町	16,819,611	14,141,177	84.1
古 殿 町	20,866,365	20,866,365	100.0
三 春 町	87,556,937	37,833,231	43.2
小 野 町	84,153,600	84,153,600	100.0
広 野 町	401,757,207	224,236,835	55.8
檜 葉 町	4,883,158,729	3,826,231,328	78.4
富 岡 町	5,544,927,026	4,669,635,025	84.2
川 内 村	1,629,954,817	1,349,377,193	82.8
大 熊 町	12,170,630,687	11,305,918,967	92.9
双 葉 町	19,634,001,372	11,354,669,863	57.8
浪 江 町	25,790,534,370	9,843,377,950	38.2
葛 尾 村	1,056,297,844	984,643,083	93.2
新 地 町	37,371,176	33,288,700	89.1
飯 館 村	544,119,688	446,813,501	82.1
<b>町 村 計</b>	<b>77,462,375,783</b>	<b>46,196,702,946</b>	<b>59.6</b>